

【「1人1台端末」の早期実現】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年8月24日現在】

No.	事項	問	答
1	総論	令和2年度補正予算「1人1台端末」の早期実現において、令和5年度に達成するとされている端末整備の前倒しとは、どのような意味ですか。	令和5年度まで段階的に措置することとされていた端末整備について、令和元年度補正措置済(小5、6、中1)に加え、残りの中2、3、小1～4すべてを、令和2年度補正予算において、必要な経費を計上しています。
2	総論	端末整備について、次年度以降も措置はありますか。	令和元年度及び2年度補正予算において、義務教育段階の児童生徒1人1台端末の整備を行うための所要額を計上していますので次年度以降は想定していません。このため今回の補正予算による国庫補助を活用して端末の整備を進めていただきたいと思います。
3	補助対象・補助単価	令和元年度補正予算「児童生徒1人1台端末の整備」から補助の対象となる経費や単価に変更はありますか。	補助の対象となる経費や単価に変更はありません。
4	補助率	「定額(購入費相当額(1台4万5千円)が上限)」とありますが、交付された補助金の範囲内で、より高額な機器を少数購入したり、安価な機器を多数購入することは可能ですか。	4万5千円の上限は機器1台当たりのもので、お尋ねのようなケースの場合、1台当たり4万5千円を超える分の経費や交付決定時の積算台数を超える分の経費は地方自治体による負担となります。
5	補助要件	端末について、令和元年度補正予算では計画提出などが補助の要件となっていました、令和2年度補正予算においても同様ですか。	補助の対象となる要件に変更はありません。令和2年2月20日付け通知(元文科初第1505号)のとおり提出していただくこととなります。なお、様式の変更などは、今後通知等で示すこととしています。 現時点の様式は交付決定時等にお示した通りです。
6	補助要件	端末の共同調達に補助の要件でしょうか。どうやっていいかわからずなかなか進みません。	補助の要件ではありません。しかし、今般の全国規模での大規模一斉調達に加え、新型コロナウイルスによる世界的な供給の不安定化もあり、共同調達いただくことを推奨しています。共同調達について、より調達を円滑に進めるため、希望に応じ「ICT活用教育アドバイザー」事務局より、個別自治体への相談にも対応 する予定でましています。
7	補助要件	令和元年度補正予算において、端末整備は校内通信ネットワーク整備と一体として行うこととされていましたが、令和2年度補正予算においても同様ですか。	端末整備は、原則として校内通信ネットワーク整備とセットでの事業実施を前提とすることとしています。なお、LTE通信費等独自確保や1人1台端末に耐えうるネットワーク環境が整備されている場合、端末整備のみの申請は可能と考えています。
8	補助要件	端末整備は、令和2年度補正予算の新たな事業メニュー(家庭学習のための通信機器整備支援等)とも一体として行うことが補助の要件となりますか。	新たな支援事業と一体として整備を行うことを補助の要件とはしていませんが、組み合わせて、効果的に端末整備を進めて ください。

No.	事項	問	答
9	繰越	令和2年度補正予算分について、令和2年度又は3年度中に整備が終わらなかった場合、どのような対応が必要ですか。	申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。また、何らかの事故等により令和3年度中に完了しなかった場合は事故繰越の協議を自治体において財務局に行うこととなります。
10	スケジュール	申請見込み調査票では、購入事業と回答しましたが、交付申請でリース事業への変更は可能でしょうか。	逆の場合も含めて、可能です。
11	スケジュール	交付申請書は5月中に必ず内定直後の提出期日までに提出する必要がありますか。	事業者との共同調達による申請形式をとるリース事業については、事業者を選定してからでないと交付申請を行なうことができないことから、各自治体によって申請できる時期が異なると考えています。 このため、購入事業・リース事業ともに各自治体の実情にあわせて随時交付申請していただけるようにしていますので、必ずしも5月中内定直後の提出期日までに交付申請書を提出していただく必要はありません。
12	スケジュール	方式(購入又はリース)については、いつまでに決めれば良いですか。	交付申請までに、購入とするのかリースとするのか決めて、所定の様式にて提出ください。
13	財政措置	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象となりますか。	交付金の交付対象事業については、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業(令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものに限る。)とされています。 端末整備においては、国庫補助以外の地方財政措置算定分や継ぎ足し分等の地方単独事業が交付対象となります。
14	支払い	補助金はどのように支払われるのでしょうか。	事業完了後に実績報告書を提出していただき、内容の精査、額の確定を経て、一括精算払いとなります。 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4/10のいずれか早い日までに事業完了実績報告書を提出していただきます。遅くとも翌年度の4月中には補助金が支払われることになっています。(補助事業が完了しない場合はこの限りではありません)
15	契約	端末購入の契約において、補助対象外の端末(地方財政措置分や教職員用)やその他費用(初期設定費や有償ソフトウェア等)を含めて一括で契約をしても良いですか。	補助対象経費と補助対象外経費の内訳を明確にしていれば差支えございません。

No.	事項	問	答
16	リース契約	落札者とリース契約を行う者が異なっても補助金の交付対象となりますか。	自治体が入札により情報機器の提供を行うリース事業者等を選定した場合には、自治体と共同で補助申請を行う者は、当該入札の落札者であることを想定していますが、事業者の業務形態や機器・サービスの提供体制等の理由により自治体とリース契約を締結する者が当該落札者以外の者であっても補助対象となり得ます。 ただし、そのような場合には、落札者とリース契約を行う者が異なることについて、経済性や透明性から第三者に対して合理的説明ができることと、補助事業の遂行責任の所在について関係者間で合意がなされていることが必要です。
17	消費税の取扱い	1台4.5万円には消費税が含まれているのですか。	4.5万円は消費税込みの補助金の上限額です。 被課税事業者であるリース事業者(情報機器をリース契約により地方公共団体に提供する者)が補助金の交付を受ける場合は、当該事業者は消費税の仕入控除を行うことになるため、交付される補助金に係る仕入控除相当額を減額する必要があります。補助金の実績報告書作成の時点で仕入控除を受ける額が明らかであれば、その額を予め減額して報告してください。明らかでない場合は、仕入控除を受ける額が確定した際に改めて報告の上、既に補助金の支払いを受けている場合は、相当額を国庫に返還していただくことが必要です。 ※詳しくは平成2年8月3日付け事務連絡「公立学校情報機器整備費補助金(公立学校情報機器購入・リース事業)の実績報告について」の「公立学校情報機器リース事業に係る留意点」をご確認ください。

【学校ネットワーク環境の全校整備】

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年85月248日現在】

No.	事項	問	答
1	総論	令和3年度の実施とすることは可能ですか。	令和元年度補正予算において整備が可能な全校分の所要額を計上しています。また、令和2年度補正予算においては、整備が可能となる未光地域やWi-Fi整備を希望し、令和元年度補正予算に計上していなかった学校分の所要額を計上しています。令和3年度に実施を計画している場合は、計画を前倒しするなど、この補助金の活用をぜひ御検討ください。 もし、令和3年度以降になる場合は、長寿命化改修事業など大規模改造事業の中でのみ、全体の上限額の範囲内で整備いただくこととなります。
2	総論	令和元年度補正で補助を受けた学校や自治体は令和2年度事業の対象となりますか。例えば元年に校内LANの整備のみを行った学校が、今回キャビネットの補助を受けられますか。	市町村内の全学校を一度に申請するのではなく、令和元年度事業、令和2年度事業に分けて申請することについては、補助対象範囲を明確に区分する観点から、学校単位で分ける場合は申請可能としています。このため、同一の学校に対して元年度事業で校内LAN整備、2年度事業でキャビネット整備を行うことはできません。
3	契約	歳出科目について、工事請負費ではなく全て委託料での契約は可能ですか。委託内容は、設計、LAN配線作業、ネットワーク設定作業、キャビネット設置作業などとしています。	実施されている整備の内容が校内ネットワーク構築に係る学校施設整備であれば、歳出科目を指定するものではありません。本事業の補助対象事業としては、校内LAN整備に必要となる工事のみを対象とするものではなく、一体不可分となる初年度に必要となるネットワークの設計・工事監理・調査、機器の設置・設定等の経費も附帯する整備内容として対象に含みます。このため、直接的な工事(工事費)だけではなく、これらの業務を一括して委託する契約(委託費)についても想定しています。
4	補助対象	補助対象として、特別教室や体育館などは含まれますか。	授業で活用する計画であれば、補助の対象としています。
5	補助対象	ネットワーク機器を購入する際、機器を利用する為に別途ライセンス費用が発生する製品があります。この場合であっても、機器費用及びライセンス費用は補助対象になりますか。同様に、機器のハードウェア保証についてはどうでしょうか。	無償のものが機器にバンドルされている場合を除き、後年負担となる有償の機器のライセンス・保証経費については対象外となります。
6	補助単価	補助単価の積算根拠はどのようになっていますか。	普通学級及び特別支援学級数を学校規模の一つの目安とした上で、各設置者から提出いただいた要望額の積算根拠を確認し、適切な仕様に基つき、適切に積算されている見積書等を参考とし、過度に高額な場合、低額な場合を除いた上で、いずれの自治体でも適切な整備ができる額を算出し、定めたものです。

7	概算払	概算払はいつから可能となりますか。	<p>令和2年6月から概算払を行えるよう事務手続きを進めています。概算払が可能となりましたら通知等で御連絡します。</p> <p>令和元年度交付決定事業については、既に概算払が可能です。令和2年度交付決定事業(予算区分:令和元年度本省繰越分 及び 令和2年度補正予算分)については、令和2年10月から概算払を行えるよう事務手続きを進めています。概算払が可能となりましたら通知等で御連絡します。</p> <p>なお、毎月提出を依頼している「公立学校情報通信ネットワーク施設整備費補助金に関する令和2年度における契約及び支出の状況報告」及び「公立学校情報通信ネットワーク施設整備費補助金に関する令和2年度交付決定事業における契約及び支出の状況報告」を基に概算払可能額について手続きを進めていますので、遺漏なくご報告ください。</p>
8	財産処分	事業完了後5年以内に、統合等により施設整備事業の交付決定を受けて校舎を改築する場合、財産処分の手続きが必要になりますか。	<p>統合等により処分制限期間内に、「校内ネットワーク事業」で設置した機器を新校舎に単費で移設する場合、財産処分手続きは不要になります。なお、ネットワーク機器を廃棄する場合や補助事業で移設する場合は財産処分手続きが必要になります。</p> <p>※詳細は、「安全・安心な学校づくり交付金(地上デジタル放送に対応するためのアンテナ等整備事業、校内LANの新設事業)及び公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金に係る財産処分の承認について(通知)」(元文科初第1814号令和2年4月1日付け初等中等教育局長通知を参照。)</p>
9	財産処分	事業完了後、処分制限期間内に廃校となり、一時的に公益に資する用途に転用する場合、財産処分手続きは不要としていますが、一時的とはどの程度の期間ですか。	<p>「当該補助対象財産に改変を行わない一時的な転用又は貸与でありかつ公益に資する用に供する場合」の期間については、1年以内の使用であれば財産処分手続きを不要とします。ただし、1年以内の貸借期間(無償)であっても、実態上、貸借期間が1年を超えるような期間の更新が見込まれるのであれば、一時的な使用とはいえず、当初より財産処分手続きを行う必要があります。</p>
10	事務費	<p>「校内ネットワーク整備事業」の事務費として使用することができるものは何ですか。</p> <p>また、事務費を工事費に流用することは可能ですか。</p>	<p>「校内ネットワーク整備事業」の事務費は、当該事業を行うための事務に要する経費であり、補助対象工事費に国庫補助割合を乗じた金額の1%を上限に、おおむね次の範囲で使用することが許容されます。なお、定数条例に基づく職員の給料等の「人件費」を含めることはできません。</p> <p>旅費(普通旅費、費用弁償)、報償費(「旅費、手当」に相当するものに限る)、賃金、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等</p> <p>また、事務費から工事費への流用(ただし、補助割合を超えない範囲に限る)について、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、地方公共団体が一方的に変更しうる軽微な変更として可能です。</p>

【家庭学習のための通信機器整備支援】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年8月24日現在】

No.	事項	問	答
1	補助事業者	市町村立学校に整備するルーターモバイルWi-Fiルーター等を都道府県が一括して調達する場合、補助事業者は都道府県か市町村のどちらになりますか。	都道府県を含め、複数の自治体が共同で調達する場合であっても、補助事業者は各学校の設置者となります。
2	対象学校種	中等教育学校は前期課程、特別支援学校は小・中学部となっていますが、これ以外の幼児や生徒に貸与することは可能ですか。	臨時的な対応まで否定するものではありませんが、本事業の補助対象が義務教育諸学校であることを踏まえた適切な運用をお願いします。
3	補助対象経費	「学校教育活動の一環として行う家庭における学習活動」とありますが、例えば校内LANが整備される前に校内で利用することや、校外活動の場で利用することも可能ですか。	可能です。ただし、本事業の趣旨が「Wi-Fi環境が整えられない家庭に対する支援」であることを踏まえた適切な運用をお願いします。
24	補助対象経費	自治体が貸与用として学校に整備するモバイルWi-Fiルーター等の購入費ではなく、個人が購入又はリース等により契約したルーターモバイルWi-Fiルーター等に対して1万円を上限に補助する費用は補助対象になりますか。	個人が契約したルーターモバイルWi-Fiルーター等の費用は補助対象外です。
5	補助対象経費	コロナ感染症対策として自治体独自でモバイルWi-Fiルーター等の短期レンタル補助を行っていますが、レンタル期間終了後にこの事業を活用することは可能ですか。	レンタル期間終了後に改めて自治体においてモバイルWi-Fiルーター等を購入する場合は補助対象として差し支えありません。
36	補助対象経費	可搬型通信機器の購入費のほか、機器のレンタル料やリース料は補助対象になりますか。	レンタル料やリース料は補助対象外です。
7	補助対象経費	有償の保守・補償契約に係る費用も補助対象になりますか。	購入費とは別途でかかる有償の保守・補償契約に係る費用は補助対象外です。
8	補助対象経費	モバイルWi-Fiルーター等の購入費に通信費が含まれている場合や、スマートフォンのテザリング機能を利用する場合の通信費は補助対象になりますか。	通信費は補助対象外です。 このため、モバイルWi-Fiルーター等の購入費の内訳に通信費が明記されている場合は、補助対象経費からその金額を除外する必要があります。
9	補助対象経費	テザリング機能を利用すれば、スマートフォンもモバイルWi-Fiルーター等と同様に利用できますが、補助対象となりますか。	補助対象として想定しているのは専用機ですが、十分な市場調査を行った上で、なお納期までの調達が困難と見込まれ、かつ緊急に機器を整備する必要があるなど特例的な事情で利用する場合のみに限って補助対象とします。

No.	事項	問	答
410	補助対象経費	SIMカードを購入する場合の補助対象経費のイメージとして、LTE内蔵PCが示されていますが、ご家庭にあるタブレット端末やスマートフォンを活用して、SIMカードのみ貸与する場合も補助対象となりますか。	ご家庭にある端末を活用して、SIMカードのみ貸与する場合も、SIMカードの購入費(初期設定費用を含む。)は補助対象となります。
511	補助対象経費	LTE対応端末を整備する場合には、端末の整備に係る補助(公立学校情報機器購入事業、公立学校情報機器リース事業)の補助対象経費4.5万円に1万円が加わり、端末の整備に係る補助として5.5万円まで補助されるということですか。	端末の整備に係る補助対象経費は1台当たり4.5万円が上限であり、LTE対応端末を整備する場合でもこの上限額が加算されることはありません。一方、本事業として、SIMカードの購入費(初期設定費用を含む。)は1万円を上限として補助されることとなります。
612	補助対象経費	令和元年度補正分で整備するLTE対応端末や、一般財源(地方財政措置等)により整備する端末に接続して利用するルーターモバイルWi-Fiルータ等も対象となりますか。	補助対象となります。
713	補助対象経費	就学援助費等を受給している世帯ではない児童生徒に機器を貸与した場合は補助対象とならないのですか。	国としては、Wi-Fi環境を整えられない低所得世帯への貸与用として補助を行うものであり、その事業趣旨を踏まえつつ、各自治体、学校やご家庭の実情に応じた適切な運用をお願いします。
14	補助対象経費	自宅にWi-Fi環境はないが、有線でインターネットを利用できる環境がある家庭にモバイルWi-Fiルータ等を貸与する場合も補助対象になりますか。	国としては、Wi-Fi環境を整えられない低所得世帯への貸与用として補助を行うものであり、その事業趣旨を踏まえつつ、各自治体、学校やご家庭の実情に応じた適切な運用をお願いします。
15	補助対象経費	補助対象になる「初期設定費用」として例示がありますが、補助対象経費はこれらに限定されますか。	国が資料で示した初期設定費用はあくまで例示であり、機器の購入に係る初期設定費用であれば、この項目に限るものではありません。
16	補助対象経費	感染症や自然災害などの緊急時に限らず、平時において利用する場合でも補助対象になりますか。	緊急時に限らず、平時においても整備した機器を有効に活用していただくようお願いします。
17	補助対象経費	交付申請の際に計上した各整備予定校に限らず、モバイルWi-Fiルータ等を特定の学校に集約させて、当該学校で利用する場合でも補助対象になりますか。	臨時的な対応まで否定するものではありませんが、本事業の趣旨が「Wi-Fi環境を整えられない家庭に対する支援」であることを踏まえた適切な運用をお願いします。
818	補助率	「定額(機器1式当たり1万円が上限)」とありますが、交付された補助金の範囲内で、より高額な機器を少数購入したり、安価な機器を多数購入することは可能ですか。	1万円の上限は機器1台当たりのものです。このため、お尋ねのような調達自体は可能ですが、1台あたり1万円を超える分の経費や交付決定時の積算台数を超える分の経費は地方自治体による負担となります。
19	配分方針	就学援助費等を受給している児童生徒数は令和元年度の数となっていますが、基準日はいつですか。また遡って認定した数も含まれますか。	遡って認定した者を含め、令和元年5月1日現在の児童生徒数となります。なお、被災児童生徒就学援助事業の対象となっている児童生徒数も含まれます。

No.	事項	問	答
20	配分方針	就学援助費等を受給している児童生徒数には、生活保護の教育扶助のみを受給している者を含みますか。	含めてください。
21	配分方針	調整率とは何ですか。	地方自治体からの事業申請の状況に応じて配分額を調整するための係数です。
22	配分方針	事業申請時(内定前)における通信機器の整備台数は、調整率も踏まえて計上すべきですか。	各地方自治体において必要とする整備台数を計上してください。
23	配分方針	交付申請時に、内定時の整備台数や補助金額を増やして交付申請をすることは可能ですか。	整備台数及び補助金額のどちらも、内定時のものを超えて交付申請することは認められません。このため、交付申請希望調査において、必要となる整備台数を十分に精査した上で事業申請するようお願いいたします。
924	通信費	補助対象外となっている通信費の契約は、自治体が行うべきですか、それとも通信機器を貸与された家庭で行うべきですか。	本事業は通信機器の購入費を補助するものであり、補助対象外である通信費の契約の主体や費用を負担する者まで拘束するものではありません。
25	通信費	通信費の費用負担は誰が行うべきですか。	本事業は通信機器の購入費を補助するものであり、補助対象外である通信費の契約の主体や費用を負担する者まで拘束するものではありません。
4026	通信費	通信費の費用負担に対して何か支援策はありませんか。	現時点で本事業に伴う通信費を補助する国の制度はありません。家庭における通信費負担について、生活保護世帯の児童・生徒に関するオンライン学習での通信費については、本年5月に請求される分から、生活保護の教育扶助(義務)及び生業扶助(高校)の対象として扱われます。また、既存の低所得世帯への支援施策(要保護児童生徒援助費補助金等)においても、通信費相当額を特例的に追加支給することとしております。 なお、当面の措置となりますが、自治体の判断により新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用も考えられます。
27	契約	通信費の契約は補助対象外となっていることから、自治体で契約を締結する場合、通信費の契約はモバイルWi-Fiルータ等の購入契約とは別々に行うべきですか。	購入費の契約を通信費と合わせて行う場合であっても、明確に補助対象経費(購入費)が特定できるのであれば、差し支えありません。

No.	事項	問	答
4128	契約	電気通信事業者等において、本事業に対応した契約プランはありますか。	通信端末等の整備に係る電気通信事業者等との契約の際には、個々の契約の相対条件として様々なオプションが考えられるところであり、各自治体の状況に応じた適切なオプションについて電気通信事業者等と相談・調整してください。 (例) ①一括契約による通信料金のボリュームディスカウント ②必要な通信端末(モバイルWi-Fiルーター、USB型データ通信端末、LTE内蔵PC、スマートフォン等)や通信量・契約期間に応じた通常より価格を抑えた料金プラン ③通信端末等の割引・一定期間通信量無制限・途中解約制限(違約金)無しのプランの活用
4229	契約	機器本体(例えばルーター=モバイルWi-Fiルーター等の機器のみ)と初期設定費用を別の事業者にした場合も補助を受けられますか。	補助することは可能です。ただし、補助上限である1万円はルーター=モバイルWi-Fiルーター等の機器1式当たりに係っていること、初期設定費用のうち、契約事務手数料は機器購入に係る手数料であることに留意してください。
30	支払い	本事業費に係る国からの支出はいつ頃を予定していますか。概算払の予定はありますか。	精算払とし、全ての補助事業者の事業が完了した後に支払いを行うため、国からの支払いは令和3年4月(出納整理期間)を予定しています。
4331	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。なお、事業遅延により繰り越しを行う場合については、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出等の繰越手続が必要です。
32	物品管理	本事業で整備したモバイルWi-Fiルーター等は、地方自治体(教育委員会)か学校のどちらで管理すべきですか。	各自治体における規則等に基づき適切に管理してください。
33	物品管理	本事業で整備したモバイルWi-Fiルーター等は、備品か消耗品のどちらに該当しますか。	モバイルWi-Fiルーター等は比較的長期間の使用に耐える物品であること、公費で整備した物品であること等を踏まえ、各自治体の規則等に基づき適切に管理してください。
34	物品管理	本事業で整備したモバイルWi-Fiルーター等を児童生徒に貸したままとし、終日児童生徒の自宅で使用させることは可能ですか。	そのような運用も可能と考えますが、目的外の利用や保護者を含めた他者の私的利用が行われないよう、ルーターやPC等の端末に必要な設定を行うほか、保護者等への理解・協力が得られるよう文書等による周知・徹底をお願いします。
35	物品管理	本事業で整備したモバイルWi-Fiルーター等を児童生徒の保護者に無償譲渡することは可能ですか。	モバイルWi-Fiルーター等は教育委員会や学校等が管理し、通信環境が整っていない家庭に対する貸し出しを行うことを前提としているものであり、認められません。

No.	事項	問	答
36	その他	本事業で整備したモバイルWi-Fiルータ等は貸与する児童生徒以外が使用できないように設定を行うべきですか。	本事業の趣旨を踏まえると、モバイルWi-Fiルータ等に機能制限を設けるべきと考えますが、具体的設定(ルータやPCの機能制限)は各自治体や学校の運用方針も踏まえて適切に行うようお願いします。

【学校からの遠隔学習機能の強化】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年8月24日現在】

No.	事項	問	答
1	補助事業者	市町村立学校に整備するカメラ等を都道府県が一括して調達する場合、補助事業者は都道府県か市町村のどちらになりますか。	都道府県を含め、複数の自治体が共同で調達する場合であっても、補助事業者は各学校の設置者となります。
2	補助対象経費	「遠隔学習」の例として、学校と家庭間の同時双方向授業が示されていますが、例えば、他校間との合同授業などにも本事業で整備した物品を活用することは可能ですか。	可能です。ただし、本事業の趣旨を踏まえた適切な運用をお願いします。
23	補助対象経費	カメラ等の購入費のほか、レンタル料やリース料は補助対象になりますか。	レンタル料やリース料は補助対象外です。
34	補助対象経費	令和2年度分に限れば、有償の保守・補償契約に係る費用も補助対象になりますか。	購入費とは別途でかかる有償の保守・補償契約に係る費用は補助対象外です。
45	補助対象経費	カメラ等の附属品とはどのような物が該当しますか。例えばウェブカメラを制御するソフトウェアも該当しますか。	例えばカメラの三脚やリモコン等が考えられます。ソフトウェアもカメラやマイクに附属するものであれば補助対象になります。
56	補助対象経費	カメラ、マイク以外であっても遠隔学習で利用する物品(例えばスピーカー)は補助対象経費になりますか。	補助対象経費は遠隔学習で利用するカメラ及びマイクに限られます。
7	補助対象経費	スピーカーは補助対象外とあるがマイク一体型についても同じく補助対象外となるのか。	他の機能が附属していたとしてもマイクの類と見なせる製品であれば補助対象となります。
8	補助対象経費	カメラやマイク機能があるPCやタブレット等の端末は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
9	補助対象経費	交付申請の際に計上した各整備予定校に限らず、カメラ等を特定の学校に集約させて、当該学校で利用する場合でも補助対象になりますか。	臨時的な対応まで否定するものではありませんが、本事業の趣旨を踏まえた適切な運用をお願いします。

No.	事項	問	答
10	補助対象経費	教育委員会等が主体となって授業動画を作成・配信する場合に本事業で整備した物品を活用することは可能ですか。	臨時的な対応まで否定するものではありませんが、本事業の趣旨を踏まえた適切な運用をお願いします。
11	補助対象経費	カメラやマイク等の調達にあたり参考見積徴収のため、標準仕様書があれば提供いただきたい。	カメラ等に関して国から標準仕様書をお示しする予定はありませんが、必要に応じてICT活用教育アドバイザー事業のほかGIGAスクールサポーターを活用することも考えられますのでご検討ください。
12	補助対象経費	「1校当たりの補助対象経費の上限額は3.5万円」となっていますが、交付された補助金(補助対象経費の1/2)の範囲内で、より高額な機器を少数購入したり、安価な機器を多数購入することは可能ですか。	交付された補助金の範囲内であれば、複数の機器を購入することも可能です。
13	補助対象経費	中等教育学校は、前期課程と後期課程合せて、1校当たり上限額は7万円となりますか。特別支援学校(小・中・高等部)、高等学校(全・定・通課程)や分校の扱いはどうなりますか。	上限額3.5万円は1校当たりの金額です。ただし、分校のほか、併置ではなく独立した課程の高等学校など敷地が同一又は隣接しておらず、機器の共用が困難な場合は、それぞれ1校として申請して差支えありません。
614	補助率	補助率は1/2定率となっていますが、予算の都合により圧縮される場合はありますか。	補助上限額ベースで全学校数分の予算を積算しているため、圧縮して予算配分することは想定していません。
715	補助率	1校当たりの上限額が3.5万円が補助率が1/2ということは、7万円のカメラ等を購入した場合に3.5万円の補助があるということですか。	上限額は、補助率を乗じる前の補助対象経費にかかるものです。このため、例えば購入費が7万円の場合、3.5万円の1/2である1.75万円が国からの補助額となります。
816	地方負担分	地方負担分について何らかの財政措置はありますか。	本事業の地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることが可能です。
17	支払い	本事業費に係る国からの支出はいつ頃を予定していますか。概算払の予定はありますか。	精算払とし、全ての補助事業者の事業が完了した後に支払いを行うため、国からの支払いは令和3年4月(出納整理期間)を予定しています。
918	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。なお、事業遅延により繰り越しを行う場合については、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出等の繰越手続が必要です。

【GIGAスクールサポーターの配置】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年85月248日現在】

No.	事項	問	答
1	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターの役割としては何が想定されていますか。	学校におけるICT環境整備の初期対応について技術的な面から支援するもので、業務としては、例えば、ICT環境整備の設計、工事や納品対応、端末の使用マニュアル(ルール)の作成、教員に対する使用方法の周知などを想定しています。
2	GIGAスクールサポーター	人材はどのようにして見つければよいのでしょうか。	自治体として公募するほか、人材の紹介を手掛ける団体・事業者などに相談することが考えられます。なお、文部科学省では令和2年度「ICT活用教育アドバイザー」の活用事業の一環として、ICT人材の紹介を手掛ける団体・事業者の取組なども今後紹介することを予定しており、必要な情報提供に努めてまいります。
32	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターとICT支援員はどう違うのでしょうか。活用する人材について何か条件がありますか。	GIGAスクールサポーターは、学校におけるICT環境整備の初期対応について技術的な側面から支援を行うもので、具体的には、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアル(ルール)の作成などを行うものです。ICT支援員は、日常的なICT活用支援を行うもので、具体的には授業支援、校務支援、環境整備、校内研修を行うものです。活用する人材については条件は特にありませんが、GIGAスクールサポーターについては、その業務内容から、ICT関係企業OBなどICT環境整備等の知見を有する方が望ましいと考えられます。
43	GIGAスクールサポーター	従来ICT支援員として活用している人材を、GIGAスクールサポーターとして活用してもよいでしょうか。	GIGAスクールサポーターとして必要な専門性を有する人材であれば、現在、ICT支援員として活用している人材を活用してもかまいません。ただし、仮に同一の人物が双方の役割を担う場合、補助対象範囲を特定するために、GIGAスクールサポーターとしての業務とそれにかかる日数や時間、経費を書面をもって明確にしておく必要があります。
54	補助対象経費	補助対象経費の具体的な範囲はどうなっていますか。	「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨に必要となる人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、委託料等となり、各費目の具体的な内容の例示は次のとおりです。 人件費：報酬(社会保険料(本人負担分に限る)を含む。)、報償費 旅費：各地方公共団体の会計規則等(業務委託、人材派遣の場合は委託や派遣を担う事業者の規定等)に基づく金額 消耗品費：消耗品類、図書、資料代 印刷製本費：各種印刷に係る経費 通信運搬費：郵便、電話、データ通信 雑役務費：派遣契約

No.	事項	問	答
65	補助対象経費	GIGAスクールサポーターは、本事業で想定されているすべての業務をしないといけないのでしょうか。	自治体ごとに、ICT環境の現状や教育委員会の体制は異なります。「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえつつ、各自治体や学校の実態に応じて、GIGAスクールサポーターの想定される業務内容のうち特定の業務に重点化していただいても差し支えありません。
76	補助率	自治体ごとの標準補助額の考え方はどうなっていますか。	標準補助額とは、整備対象とする学校数をもとに、一定の算式を用いて学校設置者ごとに標準的な補助額を算定するもので、補助額の目安を示すものです。ただし、設置校3校以下の補助事業者については、算式にかかわらず、115万円(当該学校設置者の事業費の1/2まで)となります。 なお、本補助金全体として剰余が発生する場合、標準補助額を超えて剰余額を配分することを予定しています。(当該学校設置者の事業費の1/2まで)
87	配分方針	配置校や、単価、業務期間は標準イメージ(4校に2名、年間230万、半年)のおおりでないといけないのでしょうか。 また、人材を確保する際には直接雇用以外の形態(委託、派遣など)も可能でしょうか。	標準イメージは標準補助額を算出するための便宜的なもので、GIGAスクールサポーターとして活用する者の人数や単価、期間については、「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえつつ、自治体において柔軟に定めることができます。また、GIGAスクールサポーターの活用の仕方について、自治体で直接雇用・委嘱することのほか、事業者による業務委託をすることや事業者から人材の派遣を受けることも可能です。
98	その他	国が行うICT活用教育アドバイザーとGIGAスクールサポーターはどのように違うのでしょうか。	ICT活用教育アドバイザーは、国が委嘱するアドバイザー(大学教員、先進自治体職員等)が、各教育委員会等に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化全般について助言・支援を行うものです。 他方、GIGAスクールサポーターは、教育委員会等の学校設置者が、本事業の補助金を活用して、ICT技術者をサポーターとして募集・配置し、学校におけるICT環境整備の初期対応に従事させるものです。
109	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	申請時点では令和2年度中に業務が終了する見込みであることが前提ですが、本事業の補助金は繰越明許費として国会の議決を経ているため、何らかの事情により業務が遅延した場合には、繰越が可能です。なお、事業遅延により繰り越しを行う場合については、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出等の繰越手続が必要です。
110	地方負担分	地方負担分について何らかの財政措置はありますか。	本事業の地方負担分については、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用することにより、本事業の地方負担額の80%が交付金の交付限度額に算入されます。棄てるのが可能です。 ※令和2年6月24日付け文部科学省大臣官房会計課地方財政室より各都道府県・指定都市教育委員会予算事務主管課宛通知した「令和2年度第2次補正予算に計上された文部科学省所管の地方向け事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱い等について(情報提供)」を参照ください。
11	標準補助額	交付申請様式の設置学校数欄には分校は1校と数えてよいのでしょうか。	分校は本校とは別の敷地にあることが一般的であるため、分校を1校と数えることは差し支えありません。

No.	事項	問	答
12	標準補助額	交付申請書添付様式の設置学校数欄には、GIGAスクールサポーターを配置する予定のない学校も1校と数えてよいのでしょうか。	標準補助額は自治体ごとの補助額の目安にすぎない(希望調査においては標準補助額を超える補助金要望額を提出することも可能)ため、自治体が設置する学校である限り、GIGAスクールサポーターを配置するかどうかにかかわらず、1校と数えることは差し支えありません。
13	標準補助額	交付申請様式の設置学校数欄には高等学校は1校と数えてよいのでしょうか。	自治体が設置する学校である限り、1校と数えて下さい。
14	標準補助額	標準補助額を超える補助金要望額を出すことも認められていますが、上限はありますか。	上限はありません(標準補助額を超える部分については、事業全体の予算残額から自治体ごとの調整額を算出することになります)。
15	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターとなる人材を見つけることが困難な場合は、どのようにして見つければよいのでしょうか。	学校ICT化サポート事業者一覧のページ(https://www.oetc.jp/ict/partner/)において関係事業者の情報を提供しています。 (情報を掲載する事業者の例) ・人材を紹介する事業者 ・人材を派遣する事業者 ・人材の募集に協力する事業者 ・ICT人材が担う業務そのものを受託し実施する事業者 自治体においては、地域やICT人材の業務領域から検索し、条件に合う事業者等がみつかりましたら担当者に連絡し、相談を進めてください。 なお、掲載情報の充実に努めており、1、2週間程度を目途に情報を更新していますので、適宜参照してください。
16	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターの雇用形態は委託契約でもよいということですが、委託先となる事業者は、校内通信ネットワーク整備を請け負った業者や端末納入事業者でも問題ないのでしょうか。	ネットワーク整備を請け負った事業者や端末を納入した事業者は、GIGAスクールサポーターの業務を委託することは差し支えありません。事業報告に当たって、GIGAスクールサポーター部分の業務内容と金額を特定してお示しいただくよう留意してください。
17	補助対象経費	GIGAスクールサポーターの業務内容として、端末の初期設定業務を含めてもよいのでしょうか。	端末設定業務については、情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の補助対象となっており、同補助金において対応することが望まれますが、他の補助金に端末設定業務を含めることができなかった場合は、GIGAスクールサポーターが事実上、初期設定業務に当たることは差し支えありません。GIGAスクールサポーターに関する契約等において業務内容に関する取り決めについて、事業者とよく相談してください。
18	補助対象経費	GIGAスクールサポーターの業務内容として、いわゆるヘルプデスク業務は認められるのでしょうか。	学校のICT環境整備の初期対応として、整備した端末やネットワークが安定的に稼働するかどうかを確認し、トラブルが起こった際、必要に応じ、学校等に出向き対応するなどの業務をGIGAスクールサポーターの業務に位置付けることも考えられます。
19	補助対象経費	各学校におけるICTサポートのため、委託業務によりヘルプデスクを設置しています。校内ネットワークや端末の整備に伴い、ヘルプデスク業務を拡充する場合、その拡充に伴う経費の増分に対し、本事業は活用できますか。	令和2年5月1日以降(令和2年度補正予算(第1号)成立後)に拡充された経費の増分についても補助対象経費となります。事業報告に当たって、そのGIGAスクールサポーター業務に係る拡充部分の業務内容と金額を特定してお示しいただくよう留意してください。

No.	事項	問	答
20	補助対象経費	家庭学習や家庭と学校をつないだオンライン教育を行えるよう、端末の設定変更を行う必要があります。GIGAスクールサポーターの業務内容として認められるでしょうか。	GIGAスクールサポーターが初期設定業務を行うことは本事業の目的と合致するため、補助対象と認められます。 なお、他の補助事業において端末設定業務を補助対象に含めている場合は、本事業において補助対象とすることはできません。
21	補助対象経費	GIGAスクールサポーターが業務に当たって使用する端末も補助対象経費として認められますか。	学校のICT環境整備の初期対応という性格を踏まえ、備品としての購入は想定していません。レンタル経費については認められます。
22	補助対象経費	今後、1人1台端末の調達とあわせて、授業支援ソフトの調達等も検討しています。この調達に関する助言を得るためにGIGAスクールサポーターを活用したいと考えていますが、補助対象となるのでしょうか。	授業支援ソフトの選定等についてICT人材から技術的な助言を受けること自体は、学校におけるICT環境整備の初期対応を趣旨とするGIGAスクールサポーターの業務と捉えることができることから補助対象としても差し支えありませんが、このような事例においては、ICT活用教育アドバイザーの活用も御検討ください。
23	補助対象経費	GIGAスクールサポーターを配置する場所に指定はありますか。	「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえたものであれば、配置場所について特段指定はありません。
24	補助対象経費	学校ごとにGIGAスクールサポーターを契約してもよいでしょうか。	学校ごとに契約しても差し支えありません。自治体として実施報告や経費額等を確実に把握するよう留意してください。
25	補助対象経費	補助金の範囲内であれば4校に4人配置しても問題ないでしょうか。	交付決定額に基づき、弾力的に運用していただいても差し支えありません。
26	補助対象経費	希望調査の段階では直接雇用を想定していますが、委託契約への変更の可能性もあり、交付申請書類の費目の金額が変わってしまうことが考えられますが問題ないでしょうか。	交付決定額内であれば、費目の内訳金額が変わっても差し支えありません。
27	補助対象経費	第1回申請時(内示済み)の時よりも実際の経費がさらに増えることから追加申請を行ってもよいでしょうか。	第1回の申請額が標準補助額に達していない場合は、第2回調査で追加点を申請しても差し支えありません。今後の予算の執行状況を踏まえ、補助を検討します。 ただし、申請総額が本補助金全体を上回った場合は、第1回に申請していない自治体を優先して交付します。なお、第1回、第2回と続けて申請した場合は、第1回、第2回それぞれの申請額に応じた報告書を作成し実施報告として提出してください。
28	補助対象経費	交付申請以降に、業務内容を変更する必要がある場合、変更申請を提出したほうがよいでしょうか。	変更内容がGIGAスクールサポーターの業務の範囲であれば差し支えありません。また、交付決定額内であれば変更しても構いません。ただし、業務内容の変更事由について整理し、記録等をお願いします。

No.	事項	問	答
29	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターが授業のサポートに入ってもよいでしょうか。	日常的な授業支援はICT支援員の業務になりますが、GIGAスクール構想実現に向けた初期対応として技術的なサポートをする必要がある場合は、授業のサポートに入っても差し支えありません。
30	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターが職員研修に携わってよいでしょうか。	GIGAスクールサポーターの業務に新しい端末の周知等も業務内容になっています。研修内容が初期対応としての業務であれば、差し支えありません。
31	GIGAスクールサポーター	ICT支援員を配置していませんが、GIGAスクールサポーターを申請することは可能でしょうか。	ICT支援員とGIGAスクールサポーターの役割は異なるので、ICT支援員が未配置の場合でもGIGAスクールサポーターを申請することは可能です。

【障害のある児童生徒のための入出力支援装置の整備】

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年8月24日現在】

No.	事項	問	答
1	総論	本事業の趣旨は何ですか。	障害のある児童生徒においては、情報機器端末を使用するために、児童生徒の利便性向上の観点から、より個別性の高い入出力支援装置が必要な場合があります。入出力支援装置は、従来、地方財政措置されていますが、支援装置が高額に及ぶため整備が進みにくい状況に鑑み、障害のある児童生徒＝1人1台の情報機器端末が整備できるように、＝1人＝1人に応じた入出力支援装置の整備をあわせて支援するものです。
2	総論	本事業の補助対象となる障害の種類に制限はありますか。	本事業の補助対象は、障害の種類による制限はありませんが、補助対象となるかについては、情報機器端末を通じて提示された内容が理解できるかどうかではなく、障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えているかどうかで判断する必要があります。
3	総論	障害のある児童生徒＝1人に対し購入できる入出力支援装置に個数の制限はありますか。	基本的には児童生徒1人に対して1つと考えていますが、例えば、＝1人の児童生徒が複数のスイッチを活用する場合やそのスイッチを接続するためのインターフェイス等については全てを備えることも補助対象になります。
4	総論	入出力支援装置を選ぶ際の留意点は何ですか。	障害の特性や状態は＝1人＝1人異なるため、どのような入出力支援装置が適しているかは児童生徒＝1人＝1人に照らして考える必要があります。その際、特に特別支援学校以外の学校種における機器の選定に当たっては、特別支援学校のセンター的機能や外部専門家の専門性を活用するなどの工夫も考えられます。 なお、合い見積もりをとるなど、コストについても考慮する必要があることは言うまでもありません。
5	補助対象	補助対象となる支援装置とはどのようなものを想定していますか。	補助対象は、障害により情報機器端末の入出力自体に困難を抱えた児童生徒を支援する装置や機器となります。例えば、音声読み上げソフト、点字ディスプレイ聴覚音声文字変換システム、視線入力装置及びソフト、ボタンマウス、プレススイッチ等が考えられますが、補助対象の考え方にかなう限り、これら以外の装置や機器についても補助対象になります。 ただし、入出力自体の困難さの判断に当たっては、情報機器端末に備わる基本的な機能では対応しきれないと認められることが必要です。 なお、障害者の仕様を備えたキーボードや類似の製品等については、情報機器購入事業において、定額(4.5万円)の範囲に納まるものは補助対象としています。双方の事業を活用し、必要なものを十分整備することが期待されます。
6	補助対象	補助対象には、例えば情報機器端末と補装具(車いす等)を固定する器具等も含まれますか。	補助対象の考え方にかなう限り、障害のある児童生徒＝1人1台の情報機器端末を整備するために必要不可欠であると認められる場合は、補助対象になります。ただし、児童生徒＝1人＝1人に照らしてご判断ください。 また、これ以外のものについても同様の考えで判断してください。
7	補助対象経費	個々の入出力支援装置に補助の上限額はありますか。また、申請総額に上限額はありますか。申請総額が予算額を超えた場合はどのようになりますか。	入出力支援装置については多様な製品が考えられる上、その金額も様々であるため、個々の支援装置についての上限額は設定していません。ただし、都道府県ごとの補助総額については上限額の目安を設定しています。上限額の目安は、令和元年5月1日時点の各都道府県における特別支援学校在籍者、小中学校等の特別支援学級や通級による指導を受ける者の数等を基に算出しています。 各都道府県教育委員会においては、上限額の目安を参考に、都道府県立特別支援学校における整備に加え、域内の市町村立小中学校等における整備が進むように必要な金額を調整するなど、域内市町村教育委員会と連携して事務の執行をお願いします。 なお、申請総額が予算額を超過した場合は、予算の範囲内で調整することになります。

No.	事項	問	答
8	繰越	本事業の予算は令和3年度に繰り越すことができますか。	令和2年度中に業務が終了することが前提ですが、何らかの事情により業務が遅延する場合は、繰越は可能です。なお、事業遅延については、交付要綱に従い事業遅延報告書の提出が必要です。
9	地方負担分	地方負担分について何らかの財政措置はありますか。	本事業は定額補助ですので基本的には地方負担分は発生しませんが、①申請総額が予算額を超過し、補助額を予算の範囲内で調整した場合、②本事業の補助対象にならない機器の購入等地方公共団体が独自で事業を実施した場合、等は地方負担分が発生することが見込まれます。この場合、地方負担分については、新型コロナ対応地方創生臨時交付金の対象となります。

公立学校情報機器整備費補助金に関する自治体向けFAQ【令和2年85月248日現在】

No.	事項	問	答
1	スケジュール	いつごろ内定が分かっていつから調達できますか。また2年度中に2回、3回の追加調査と追加内示を行うのでしょうか。	5月中旬を目途に、各メニューについて都道府県教委を通じて希望調査を行います。当該調査の結果を踏まえ、6月以降に内定および交付決定を予定しています。なるべく早く各自治体が調達できるよう努めてまいります。また追加の5月に続き2回目の調査を行うこととしましたが、3回目以降の調査と内示を行うかは現時点では未定であるため、可能な限り、今回の調査で希望量を提出いただきますようお願いいたします。
2	スケジュール	令和2年度補正予算に計上された事業について、交付内定前の着手は認められますか。	補助事業は原則として交付決定後に事業に着手することになりますが、今般のコロナウイルス対応としての学校の臨時休業等に対しては、緊急的かつ早急に児童生徒の学びの環境を確保する必要があることから、 予算成立日以降に着手された事業については補助対象とする方向で調整をしております。正式な取り扱いについては改めてお知らせいたします。 交付内定前の着手を認めているところですが、詳細な取り扱いについては調査の事務連絡の内容をご確認願います。
3	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」には、どのようなことを相談できるのでしょうか？	学校におけるICT環境整備、活用に関すること全般について、相談が可能です。GIGAスクール構想の実現に向けて、困ったことがあればまずは「ICT活用教育アドバイザー」に相談してください。 (主な相談内容) ・ICT環境整備(セキュリティを含む)に関する計画策定に関すること ・ICT環境整備の仕様書作成・見積もり精査・調達実施に関すること ・ICTを活用した効果的な指導方法(遠隔教育を含む)に関すること ・ICTを活用した指導に関する研修講師の紹介・派遣等研修の実施に関すること ・その他、GIGAスクール構想の実現に関連して必要な事項
4	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」とは、どのような方々がいるのでしょうか？	大学教授等の学識経験者、教育委員会・学校関係者、ICT関連事業者の方などで教育の情報化の各分野に知見がある方々を文部科学省で委嘱するものであり、相談内容等に応じて、アドバイザーを案内いたします。 委嘱を受けたアドバイザーのリストについては順次アドバイザーのHPでお示しします。 文部科学省HPにてリストを公表しています。 (https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_jogai01-000007066_01.pdf)

No.	事項	問	答
5	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」の利用について、どのようなプロセスを踏めば良いのでしょうか？	<p>学校・教育委員会におけるニーズに応じて、「ICT活用教育アドバイザー」事務局に御連絡ください。(メール、電話等)</p> <p>メール: infogiga@oetc.jp 電話: 03-4363-0354 (メールでの相談様式は令和2年7月30日付け事務連絡「GIGA スクール構想の実現」に向けた円滑な端末の調達のための取組について(周知)」において周知していますので積極的にご活用ください。)</p> <p>事務局において相談内容を伺った後、事務局において回答、又はアドバイザーを紹介します。 まずはオンライン(テレビ会議、電話等)にてアドバイザーとやりとりしていただき、必要に応じて訪問しての助言も行います。</p>
6	アドバイザー	「ICT活用教育アドバイザー」を活用する場合、費用は発生しますか。	「ICT活用教育アドバイザー」の利用に係る謝金・旅費については、文部科学省の予算において支払われるため、原則として相談を行った自治体による費用負担はありません。
7	情報提供	OSや調達状況など追加の情報報告が必要なのはなぜですか。	全国で急増した需要に対し供給のバランスをとるためです。またICTの利活用計画等とあわせてPDCAの確認や「ICT活用教育アドバイザー」事業での助言にも生かしたいと考えています。御理解とともに、御協力いただきますようお願いいたします。
8	提出先	提出先が変わるのでしょうか。	市町村からの提出は都道府県教委であり変更はございません。都道府県教委は原則として「ICT活用教育アドバイザー」事務局へ書類やデータを送付いただくこととし、事務局を通じて文科省へ提出されます。
98	その他	令和元年度、令和2年度補正予算に関する問合せはどこに行えば良いのでしょうか？	まずは、「ICT活用教育アドバイザー」事務局に御連絡ください。問合せ内容に応じて、それぞれの担当が対応いたします。
9	地方負担分	地方負担分について何らかの財政措置はありますか。	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当することが可能です。具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国庫補助事業の地方負担分(1/2)に充当(算定率80%) <ul style="list-style-type: none"> ・学校からの遠隔学習機能の強化事業 ・GIGAスクールサポーター配置支援事業 2. 地方単独事業として、上記以外の事業の地方負担分に充当 (地方自治体の令和2年度当初予算・補正予算・予備費に計上され実施される事業) <p>できることとなっておりますので、交付金の制度要綱等をご確認の上、是非ご利用ください。 (参考ページ) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html</p>